

## 総務常任委員会記録

令和2年12月14日（月）於 第1委員会室

開会 午前10時00分

散会 午前10時22分

### ○出席委員（7名）

5番 福士文敏委員 12番 尾崎寿一委員 17番 鶴ヶ谷慶市委員  
21番 三上秋雄委員 22番 佐藤哲委員 23番 越明男委員  
24番 工藤光志委員

### ○出席理事者（2名）

総務部長 清藤憲衛 人事課長 堀川慎一

### ○出席事務局職員（2名）

局長 高橋晋二 書記 成田敏教

---

【午前10時00分 開会】

○委員長（工藤光志委員） これより、総務常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。  
本定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は議案1件であります。

---

### 議案第103号 弘前市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

○委員長（工藤光志委員） 議案第103号弘前市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（清藤憲衛） 議案第103号弘前市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本議案は、弘前保健所管内において新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されたことに伴い、同感染症に係る防疫作業に従事した職員に対し、防疫作業手当を支給するため、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、改正の内容について御説明申し上げますので、お手元の資料を御覧くださいようお願いいたします。資料の1枚目は、今回の改正条例案の改正部分の新旧対照表となっております。

今回の改正については、人事院規則の改正及び総務省通知により、防疫等作業手当の特例として新型コロナウイルス感染症から人の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に

係る作業に対し、防疫等作業手当を支給する規定が追加されたことに伴い、当市においても、10月に弘前保健所管内において同感染症の感染者が確認されたことから、職員が同感染症に係る防疫作業に従事した際に防疫作業手当を支給する必要が生じたため、改正するものであります。なお、当市においては、現状、当該作業に職員が従事した際に支給する手当がないため、今回の条例改正で防疫作業手当を新設し、あわせて、弘前市職員の特殊勤務手当に関する規則の改正により、新型コロナウイルス感染症に係る作業に限定して当該手当を支給するものであります。

支給する手当の額につきましては、人事院規則の改正内容に倣い、支給要件となる作業内容に応じ、1日につき4,000円を超えない範囲において規則で定めることとしております。規則の改正内容につきましては、資料の2枚目の規則の新旧対照表を御覧ください。規則において、防疫作業手当の支給要件となる作業と作業の区分に応じた手当額を規定しております。

最後に、本議案の適用日ですが、支給要件の対象となる作業が始まった令和2年10月27日から適用するものであります。

以上でございます。

○委員長（工藤光志委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○23番（越 明男委員） 提案理由の、3行にわたる提案理由に沿った形で、まず最初に、1行目に記載のこのたびの新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されたことに伴いということでの動機づけということになるかと思うのです。その部分から、最初に質疑させていただきたいというふうに思います。

県からの要請があったと思われるのですけれども、我々から見ると、突然の要請、あるいは突然の職員の派遣という形で私は新聞報道を見ていましたけれども、議論の場が、今日が最初で最後ということだろうと思いますので、何点かこの点に沿って伺います。まず、県からの要請、これは文書として、多分来たのだろうなと思うのですけれども、県からの要請の骨子、骨組みはどのような内容であったのかという点をまず一つ確認させてください。

それから、それに基づいて、新聞報道などでは、保健師などが派遣されたという報道記事があったかと思うのですけれども、派遣された職員の職種といたらいいのでしょうか。ひいてはまた、どういう課からどんな形で職員が、この間、県の要請に応じて派遣されたのかという点をひとつまとめてお答え願えませんか。

そして、10月27日から適用すると。いわゆる遡及の形を取っているわけですけれども、今日までそうすると全体的な、派遣のトータルのものが出たと思うのですけれども、およそ何課で、トータルで何人ぐらいの職員の派遣となったのかというあたりもひとつ御説明願えませんか。

それから、先ほど提案の手当の4,000円との関係で、派遣された先が指揮系統、現場での指揮系統を持つのだろうと、多分持ったと思うのですが、お金はおらほうで払うような提案の感じもちょっとするのですけれども、実際問題、派遣された職員の指揮系統は市がどんき及んだのか。いやいや、全然及ばずに、派遣された先でもって指揮系統が、何というのですか、全て処理されたのかどうかと。それで、今の話の、私が今お話ししたところでいうと、お金がどうもおらほうで——おらほうというか、弘前市で持つような提案になっているのですけれども、そういう意味で、指揮系統がどうなっているのかということをお聞きしたいと。

まず最初に、感染症が確認されたことに伴っての県の要請に基づく派遣内容、それから今回の条例に関しての動機づけとなった部分、そこに限って、最初に何点か伺いたします。

○人事課長（堀川慎一） 青森県からの職員派遣要請の内容についてお答えいたします。概要については、弘前保健所等における感染拡大防止等に係る業務の支援ということで、派遣期間——予定として令和2年10月20日から11月30日までの期間で、派遣人数及び従業務としては疫学調査——これは検査対象者や陽性者の聞き取り調査ですね、として保健師4名程度、そして医療調整に係る連絡調整業務として事務職4名程度ということで要請があったものでございます。

次に、その要請を受けて、実際の派遣職員の実績ですけれども、弘前保健所には10月20日から11月9日までの21日間にわたり職員を派遣しております。延べ人数で申し上げますと、保健師を48名、事務職を77名派遣しております。合計125名です。また、保健所への派遣以外に、青森県が11月1日から運用を開始した新型コロナウイルス感染症の無症状者等の弘前市内の宿泊療養施設の運営に対しても派遣してございます。こちらは、11月1日から11月12日までの期間において、延べ9名の職員を派遣しております。

業務内容としましては、入退所に係る連絡調整などを行ったものです。そして、派遣した職員ですけれども、保健師については、健康こども部、福祉部からの保健師、行政職については、各部から応援職員を募りまして全庁的に対応したものでございます。

次に、その特殊勤務手当の関係ですけれども、今回新設するコロナの特殊勤務手当の対象業務については、宿泊療養施設の運営業務について、感染者等が療養する宿泊療養施設の内部における作業に該当するため支給対象と考えておりますけれども、弘前保健所の勤務については、感染者と直接接触する業務ではなく、電話での接触とかはあったと思いますけれども、直接接する業務ではないため支給対象ではないものです。そのほかに、10月に市職員からも感染者が確認されました。それで、新型コロナ感染症の感染者、あとはその疑いのある者が接触した物件の消毒——庁舎とか施設ですね、消毒作業に従事した場合にも今回の対象としたいと考えております。ただし、予防的な、日常的な消毒業務は今回の勤務手当の対象外と考えております。

次に、指揮命令の関係ですけれども、保健所、宿泊療養施設の業務と、どちらも県職員の指揮の下、補助的な業務を行ってきたものでございます。あと、そういう業務で県のほうの負担ということで、これまでも災害による被災地支援ということで、長期にわたって特定の職員を派遣する場合は自治体同士で協定を結びまして、その費用を負担していただく場合もありますが、今回の派遣については短期的なものであり、また職員も特定の職員ではなくて日替わりで派遣したことから、協定を結んでいないもので、市のほうで支出したいと考えております。

○23番（越 明男委員） 課長、ありがとうございました。あと、では今ちょっと、課長のほうから改正に絡む手当等の部分も少し説明があったのですけれども、ダブルでない程度であと何点かちょっとお伺いします。

正直、私も職員の特殊勤務手当に関する条例の存在は何となく分かっていたのですけれども、今回、おかげさまで、決して長い条例ではありませんから見させてもらいました。その上で、何点か少し伺いいたします。

まず最初に、防疫作業手当に関する部分であらかじめ、確認の意味も含めて何点かちょっとお伺いします。まず、防疫作業手当は、今回は御存じの新型コロナウイルス云々かんぬんという一つの、防疫作業手当の中でも特殊だとか、具体的な部分が要請されたと思うのです。でも防疫作業といった場合には、これ考え方の問題でいったら、大変、ある意味では広い考え方ですよ、そういう意味では。そうすると、私が聞きたいのは、新型コロナウイルスは今、御存じのようにこういう形で動機づけになって条例化されるというところまで来たのですけれど

ども、これまでと、この後の見通しは課長もなかなか答えられないところがあるのですが、これまで市の政治あるいは職員の派遣のところ、この防疫作業といいますか、防疫作業に係るようなことというのは、歴史上あったと思われるのですけれども、もしつかんでいたらそこら辺を少し触れてもらえませんか。それで、これからのことというのは、これ何が起きるかちょっと分かりませんから、私もあとは言いませんけれども、そこをひとつお願いします。

それから、条例改正のところ、今私が話をした防疫作業という4文字の手当の部分ナンバーの、第3番目に今回登録——登録と言っはなんですが、改正で3番目ということ。それで、後から触れますけれども、1番、2番があつて3番目ということになるのですけれども、これ3番目として作業手当が条例化されるということに対して、何かコメントはありますか。あつたらちょっとお伺いいたします。つまり、どうして防疫作業手当が3番目なのかということ、単純に。

それとの関係で、1番、2番にもちょっと触れておきたいと思うのですけれども、高所作業手当、これ現行はどういう状況で処理されているのですか。例えば、何とか課と何とか課は常時、この作業手当が内在していますとか、それでもいいのですけれども、高所作業手当、どういふうなところがあるのかということ、担っている課があればちょっとお示し願えませんか。

それから次に、(2)死体処理手当、これ議会の中で旅行客が不審な、旅行客が旅先で、あるいは市内のどこかで亡くなったなんていう話をちょっと私も聞いたことがあるのですけれども、そんなところも処理の部分かなという感じもしてらのですが、それ以外に、現行の状態の中で担っている課などがもし常態的にあれば、その死体処理手当の中身の部分を併せてちょっとお示し願えればと。

それから最後、支給手当のお金のところに入りますけれども、何となく短期であろうと長期であろうと、県の要請に基づいて各自治体と協力、共同で協定を結んで処理したといえども、指揮系統が県のほう、保健所のほうにあるという頭がちよつと私もあるものですから、お金はやっぱり県が責任を持つべきではないのかという気もするし、やがてこれ、県のほうから補助、手当みたいな形で支給される可能性も少しはあるのでしょうか。そこら辺を最後に少し指摘しておきます。

○人事課長（堀川慎一） 防疫作業手当の、過去の実績があつたかということなのですが、古い実績についてはちょっと把握していないところなのですけれども、過去には条例に規定しておりました。平成19年度に特殊勤務手当の見直しを行った際に、かなり実績がないという理由から廃止を行ったものでございます。

次に、防疫作業手当、今3番目に、高所作業手当、死体処理手当の次に防疫作業手当を持ってきているのですが、これは国の人事院規則で特殊勤務手当の種類を定めておまして、その記載順に倣って、当市の特殊勤務手当も記載しているものでございます。

続いて、高所作業手当です。高所作業手当は、地上5メートル以上の箇所で行う剪定作業、あとは地上10メートル以上の箇所で行う除雪作業を対象としておまして、主に公園緑地課の職員に支給してございます。また、死体処理手当は、主に斎場に勤務する看守長、看守に対する死体処理、あとは斎場で病死や轢死した愛玩動物等の死体受付業務に支給してございます。令和元年度の実績といたしまして、高所作業手当は153件の手当支給額合計が3万4000円、死体処理手当は1,606件の手当支給額合計193万5000円となっております。

あと、指揮命令が県ということで、その支給の可否についてなののですけれども、今回は短期

的なものということで、市のほうで支給したいと考えております。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○17番（鶴ヶ谷慶市委員） これを見ると、その作業に従事した方には1日4,000円と。また、作業以外の作業というのは3,000円とかとありますけれども、先ほどの話では、およそ125人、そのほかにもあるかと思いますが、これ、予算的なものはどのぐらいのものになるのか教えていただきたいと思います。

○人事課長（堀川慎一） 先ほど、保健所に派遣した職員ということで125名と。保健所で勤務した職員については、感染者等と直接接触がございましたので対象外と考えております。それで今回、宿泊療養施設に派遣した職員延べ9名、あと消毒作業を行った職員が数名おりますので、今現在、人事課で把握しているのは13名程度の件数ですので、こちらの予算については、予算の流用で対応したいと考えております。

○5番（富士文敏委員） 1点だけ。今条例が施行されれば、委任規定で、規則で手当の関係が決まっていきますけれども、3,000円と4,000円の差異はどういう業務で、これが違いを分けるのですか。

○人事課長（堀川慎一） 4,000円と3,000円の差ですけれども、4,000円のほうは、患者等の身体に接触して行う作業、患者等に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれらに準ずると認める作業としておりまして、今のところ、この4,000円は市の業務としては想定していないところです。3,000円のほうで支給したいと考えております。

○5番（富士文敏委員） 長期間という規定は、ある程度、仮に想定はしていなくても長時間という時間の概念はどの辺に持っていきこうとして、では市のほうは、想定していないから全部3,000円ですよという、その時間の概念というのは……。

○人事課長（堀川慎一） 県のほうでは、おおむね6時間を基準として考えているようですので、市としても同じような規模感を持ってございます。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（工藤光志委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時22分 散会】